

2009年度比較法研究所共同研究報告

研究課題：消費者金融法制の比較法的研究

研究組織：上河内千香子（研究代表：法学部准教授）

草地未紀（法学部専任講師）

金銭の消費貸借は、市民生活において極めて重要な契約である。わが国においては、小口の金銭の貸借は、消費者金融といわれる貸金業者によって担われてきており、国民生活に浸透している。しかし、その一方で、取り立てや返済をめぐる深刻な問題が発生しており、その都度、立法、司法、行政により、対策が講じられてきたのも事実である。

わが国における消費者金融を巡る法状況は、近年、その変化が著しい。例えば、最高裁においても、貸金業者取引履歴開示義務を認めた最三小判平17年7月19日、リボルビング方式の貸付けにも、貸金業規制法17条の書面に「返済期間および返済回数」、各回の「返済金額」に準ずる記載が必要であることを認めた最一小判平17年12月15日、期限の利益喪失条項に基づく利息の支払いに任意性を否定し、貸金業規制法43条の適用を否定した最一小判平18年1月19日等、消費者保護を進展させる裁判例が相次いで出され、立法の分野においても、利息制限法、出資法及び貸金業規制法の抜本的改正が成立した（平成18年12月13日）。

しかし、以上のような消費者保護の流れの一方で、今年6月までに予定されている新貸金業法の完全施行については、貸出総額を債務者の年収の1/3とする総量規制の導入、及び上限金利の29.2%から20%への引き下げについて、消費者金融市場が閉鎖され、借りたくても借りることができない消費者が増加し、結果的にヤミ金融が増加するという意見も強く主張されており、予断を許さない状況にある。

以上のようにわが国における消費者金融を取り巻く法動向は流動的であるが、海外に目を向けると、消費者金融法制は諸外国ごとに多様性があり、それらの検討は、わが国の法制度を客観的に分析するのに役立つと思われる。右のような問題意識を共有しつつ、本共同研究においては、

各々の共同研究者が専門とする個別の研究テーマの検討を通じて、わが国の消費者金融に関する法制度の特徴及び問題点を明らかにすることを試みることを目的としている。

本共同研究の一端として、上河内は、昨年度より「わが国における消費者金融法制の展開」について検討し、その一部を駿河台大学公開講座にて講演した。本年度は、更に「ドイツにおける消費者金融法制」をテーマに検討を進める予定である。草地は、以前発表した「金利規制における『法化』のゆくえ」(清和法学研究14巻1号63-85頁、2007年)にまとめた、わが国の金利規制に関する諸法律の改正について、その後の動きをまとめるとともに、EU、特にドイツの金利規制に関して、現行制度や問題点などを研究している。

来年度は、以上のような各自の研究を踏まえて、その成果を公表する予定である。